

越 監 公 表 第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年（2021年）2月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年4月12日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

令和2年度(2020年度) 第4回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

学校教育所管の財務に関する事務（主として令和2年度分）

- ・ 学校管理課
- ・ 学務課
- ・ 指導課
- ・ 給食課 第一学校給食センター 第二学校給食センター 第三学校給食センター
- ・ 教育センター

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
2 財務データ入力誤り・改ざんが発生するリスク	ア 調定の時期及び手続は適正か。 イ 調定漏れはないか。 ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。
3 過大支出・過少支出が発生するリスク	旅費の支出について ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。
4 検査・検収漏れが発生するリスク	ア 検査・検収は適正・確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。 イ 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか。また、完了報告の時期は適正か。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の計算事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和2年(2020年)12月11日(金)から令和3年(2021年)2月19日(金)まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、学校教育部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(学校管理課)
- ② 定期券保有区間分の減額調整の方法を誤っていたため過支給となっていたもの。(学務課)
- ③ 庶務事務システムへの入力漏れがあったため支給金額に不足が生じていたもの。(学校管理課)
- ④ 庶務事務システムへの入力誤りがあったため支給金額に不足が生じていたもの。(指導課)

(2) 委託契約において、契約方法に誤りのあるものがあつた。

地方自治法により、地方公共団体の契約方法は一般競争入札を原則とし、例外として指名競争入札、随意契約等によることができることが定められている。また、越谷市の契約は、越谷市契約規則に基づいて契約事務手続きを行うこととされている。

委託契約の事務手続きを確認したところ、契約課が行うべき手続きが所管課で行われており、随意契約によることができない内容の契約について随意契約の契約方法が取られ、業者の選定数についても不足していたものである。(第三学校給食センター)

【指導事項】

<収入事務>

(1) その他(調定、収納事務以外)の収入事務

- ① 決裁区分に誤りがあつたもの。(学校管理課)
- ② 起案文書が作成されていなかったもの。(学校管理課)

<支出事務>

(1) 補助金等の交付事務

- ① 起案文書が作成されていなかったもの。(指導課、教育センター)
- ② 要領どおりに申請書の提出期限が定められていなかったもの。(教育センター)

<財産管理>

(1) 物品の管理

- ① 所在不明の備品があつたもの。(第三学校給食センター)